※現在設置されている器具が蛍光灯の場合に申請してください。

防犯灯設置等助成金交付申請書

令和　　　年　　　月　　　日

松山市防犯協会

会長　野志　克仁　様　　　　　　　　　　　申請者（設置者）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 四国電力の請求明細書をご確認ください。※町内会等で支払っているどの番号でも可。 |  | 町内会等名 |  |
| 役職名 |  |
| フリガナ |  |
| 氏名 | 　 |
| 四国電力お客様番号（契約種別：公衆街路灯A）ハイフンを抜くと12または13桁になります。 | 住所 | 松山市 |
| ５ | １ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ＴＥＬ |  |

　　　次のとおり、防犯灯設置等助成金の交付を受けたいので申請します。

　　　防犯灯は、町内会・自治会等の所有であり維持管理をいたします。

　　　この助成金の請求受領に関する一切の権限は、工事組合に委任します。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事内容 | 蛍光灯防犯灯の器具取替（１０Ｗ以下ＬＥＤ防犯灯） |
| 取替場所 | 電柱番号および所在地※太枠の部分を町内会・自治会等でご記入ください。 | 電柱番号：　　　　　　　　　　　　　　所 在 地：　　　　　　　　　　　　　　 |
| 助成金額 | 工　事　費 | その他費用※ | 合　　計 |
| 円 | 円 | 円 |

太枠の部分を町内会・自治会等でご記入ください。

住宅地図のコピーに設置箇所を「赤丸」で表示し、必ず添付してください。

※島しょ部のフェリー代です。設置場所の状況により発生したその他経費は助成できません。

防犯灯設置等助成金交付決定書

令和　　　年　　　月　　　日

申請のありました防犯灯設置等助成金を交付することに決定いたしました。

松山市防犯協会会長　　野　志　克　仁　　　印



《申請にあたっての注意事項》

　この申請書は、町内会や自治会などの団体が維持管理する蛍光灯防犯灯が、「点灯していない」、「点滅している」場合に、ＬＥＤ器具へ取り替えるための申請書です。取り替えが必要な防犯灯１灯ごとに提出してください。

　≪下記をお読みいただき、申請してください。≫

この様式で申請できるのは、以下の場合のみです。

●防犯灯が点灯していない。

●防犯灯点滅している。

●防犯灯が電柱等から外れていて、落下の危険性がある。

※施工時に点灯確認を行い、問題なく点灯した場合は、取り替えができないほか、確認経費を負担していただく場合があります。

また、設置場所の状況により発生した経費は助成できません。町内会・自治会等の負担になります。

※蛍光灯器具からLED器具に取り替えるためには、電力会社の契約変更手続（４０W契約から１０W契約に変更）が必要なため、申請受付から取替までに最大１カ月程度かかります。

１．提出書類　以下①と②の準備ができましたら提出してください。

□　①防犯灯設置等助成金交付申請書　※この書類です。

（第１－４号様式（蛍光灯防犯灯の器具取替））

□　②住宅地図のコピー等

　防犯灯設置場所と、申請者宅に赤色で印をつけてください。

※工事完了確認のサインをいただくため、業者が申請者宅へ伺います。

２．受付期間

　随時受け付けますが、予算に達した場合は受け付けを終了します。

　　　　　　　　　　　　　インターネット申請はこちらから　➡

３．提出先

　松山市防犯協会事務局（市民防災安全課内）または各支所・出張所へご提出ください。

ＦＡＸや電子メールでの提出も可能です。送受信確認のためお手数ですが送信後、

９４８－６７３６までご一報ください。

★ＬＥＤ防犯灯が「点灯していない」とき

　第１－２号様式「ＬＥＤ防犯灯の器具取替」を申請してください。

★点灯している蛍光灯防犯灯が「暗い」と感じたとき

　第１－３号様式「照度不足による器具取替」 を申請してください。

【お問合せは、松山市防犯協会事務局まで】

〒790-8571　松山市二番町四丁目７番地２（本館５階市民防災安全課内）

電話：９４８－６７３６　ＦＡＸ：９３４－３１５７

　　e-mail：bouhan＠city.matsuyama.ehime.jp

申請書は上記窓口に置いているほか、

市ホームページからダウンロードできます。

松山市防犯灯　申請